

規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十五号

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則等の一部を改正する規則

(埼玉県知事の資産等の公開に関する規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

一 埼玉県知事の資産等の公開に関する規則(平成七年埼玉県規則第四百号)第

八条第三項

二 埼玉県情報公開審査会規則(平成十七年埼玉県規則第七十四号)第七条

三 埼玉県個人情報保護審査会規則(平成十七年埼玉県規則第七十五号)第九条

(知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第二条 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「県政情報センター」を「文書課」に改める。

様式第六号中「~~附則~~」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条中様式第六号の改正規定は、公布の日から施行する。